機関紙 ほくだい

北海道大学教職員組合
【電話】011-746-0967（FAX 兼用）
内線：2083、3994
HP：https://hokudai-shokuso.sakura.ne.jp/
メール：kumiai@hokudai-shokus.sakura.ne.jp

一方的な期末手当引き下げは 労働委員会の「あっせん」へ

執行委員長　山田幸司

４月１日の人事課給与担当からの通知からご存じの通り、大学は人事院勧告のみを理由に期末手当を年間 0.15 月分引き下げる職員給与規定等の一部改正を行いました。それに先立ち、３月 16 日に大学側からの強い要望により、職組との団体交渉が行われましたが、到底交渉とは言えない一方的なもので、わずか１回１時間で決裂しました。大学側は、期末手当の引き下げであるにも関わらず、「不利益変更にあたらない」との見解を示し、代償措置も示さず、地方公務員の基本給与額の基準であるラスパイレス指数の検討も行わず、引き下げた額の使途も示しませんでした。これらの行為は、労働組合法第７条の２項に規定される不誠実団交（使用者が形式的に団体交渉に応じても、実質的に誠実な交渉を行わないこと）と呼ばれる不当労働行為だと考えています。

そこで、職組は４月４日に北海道労働委員会に対し「あっせん」の申請を行いました。北海道大学は 2006 年と 2011 年に２度不誠実団交に対する「救済」の申し立てを受けており、寒冷地手当の減額の据え置きや、「今後とも，給与その他の労働条件の変更の提案にあたっては、十分な労使協議の時間を確保し，その根拠となる関係資料を提示して両者誠意をもって交渉すること。」という合意をせざるを得ない不当労働行為が認定されています。このような合意があるにもかかわらず、今回の団体交渉で大学側はこれらの２つのケースよりも短い労使協議の時間で、人事院勧告以外の資料を提示していませんから、非常に悪質な不当労働行為だと考えています。今後は、４月 27 日に北海道労働委員会選定のあっせん委員立ち合いのもと団体交渉が行われ、納得がいく回答がない場合は、法的拘束力のある「救済」の申し立てを行う予定です。あっせん申請書や過去の確認書等は職組のホームページに掲示していますのでご覧下さい。

労働委員会の役割：労働トラブル解決のお手伝い

北海道労働委員会から北大が「あっせん」を受けるとの連絡があり、４月 27 日（水）午後に交渉が行われる予定です。

病院研修医等（契約職員）への期末勤勉手当及び住宅手当不支給問題の解決へ向けて

執行委員長　山田幸司

職組は、病院の期末勤勉手当の不支給に関する契約職員の方からの匿名の投書を受け、昨年 12 月 24 日に行われた総長会見で問題提起し、本年 1 月 31 日と 3 月 1 日の 2 回の質問状で、大学側に約 200 名もの期末勤勉手当と約 280 名もの住居手当の不支給の事実を認めさせました。3 月 30 日付けの大学側からの回答書によれば、過去 2 年分の期末勤勉手当及び住居手当を支給して対応するそうですが、不支給の原因や責任の所在、2 年より以前の不払いの扱いについて全く言及されておらず、不十分な対応だと考えています。そこで、4 月 8 日付けで追加の質問状を送り、4 月 28 日までの回答を求めています。支払うべき各種手当が長期間不払いになっていた違法行為自体も大きな問題ですが、この件に関して監査や通報窓口が全く機能せず、管理職に対して相談もできない職場環境も看過することはできません。職組としては、法的な義務はなくとも道義的な責任のある 2 年より以前の不払いと遅延損害金の支払いを求めるとともに、不払いの原因と責任を追及して、違法行為や不正の温床となる閉鎖的な職場環境の改善を目指して行きます。本件に関して情報をお持ちの方は、是非職組の方へ提供をお願い致します。

教職員宿舎廃止問題でも不誠実交渉か？

副執行委員長　長谷川貴彦

大学側が人勧問題での不誠実な態度を示すなか、2022 年 3 月 18 日付の村田理事名で出された「職員宿舎の基本方針について」は、唐突かつ議論を振り出しに戻すものでした。組合は、10 月に提示された大学側の「基本方針（案）」について批判的な検討を加え、11 月に質問書を提出し、12 月総長会見の場で問題を提起、2 月の団体交渉をおこなってきました。村田理事は「団体交渉等が長期化することにより、‥ 情報提供が遅れる」と、宿舎廃止が決定事項で組合との交渉が進行を遅延させていると言います。これでは、大学側が労働組合との交渉を単なる「儀礼」と捉え、不誠実交渉を行なうと宣言したに等しいものとなります。当の村田理事は 2022 年 3 月末日で退職。結局、無理な日程は、理事の任期内の「成果」と考えていたためではないかとの疑念も浮上しています。

組合は、「不誠実交渉の宣言」とも取れる村田理事文書に対しては、4 月 8 日付で抗議文を提出しました。さらに 3 月 18 日付文書のなかで村田理事は、廃止理由に関して「50 年を経過しているため・・・これ以上の維持管理は不可能」として、築年数で一律廃止が大学側の方針であるとしています。しかし、大学側は、たとえば、伏見住宅の一部を留学生宿舎へ転換するなど、必ずしも築年数でなく個別の事情を考慮して対応しています。さらにまた、大学側から交渉の場で提供された資料で廃止に至る算定根拠が曖昧で恣意的であると指摘する質問状を 3 月 8 日に提出しましたが、3 月 18 日付の質問状への回答も不十分であり、4 月 8 日には再度の質問状を提出したところです。

長時間労働解消のための 3か月限定の36協定の締結について

札幌キャンパス事業場過半数代表　山田幸司

札幌キャンパス事業場過半数代表として、時間外労働及び休日勤務に関する労使協定書の交渉を行ってきましたが、使用者側が限度時間を超えての時間外労働時間を下げる具体的な提案を行うことがなかったため、昨年度と同じく月75時間（ただし病院において診療に従事する医師を除く）で締結しました。ただし、限度時間を厳守した上で、使用者側に具体的な限度時間の削減を求めるため、例年の１年ではなく、３か月限定の締結です。そもそも、月75時間という限度時間は、過労死ラインの80時間に迫るもので、月60時間を超えると大幅な割り増し賃金が発生するので経営的にも不合理な限度時間と言わざるを得ません。使用者側はDX化などによって残業時間の低減の努力をしていると主張していますが、協定書の限度時間の数値には現時点で反映されていません。過半数代表として、期末手当引き下げの職員給与規定等の一部改正に対して、引き下げによって生じた資金を長時間労働の解消のための人件費に充てるよう意見書を提出しました。そもそも月45時間を超えた残業は３６協定の特別条項により違法状態が免責されているものに過ぎません。次回６月末の３６協定の再締結時には、限度時間が１時間でも下がるように交渉を続けていきます。

「憲法を100倍おもしろく学ぶ連続講座」

道労連は役員などが「憲法を現場の実態に引き寄せて考え、語れるようになっていくこと」を必要と考えてこの講座が企画されました。講師は札幌学院大学の川原　茂雄さんです。

第１回は２月18日に『「ケンポー？拳法？いいえ憲法です」～憲法って何だろう？がスッキリ解決！』と題し、憲法は最高法規！であり、国家権力を制限し、国民の権利を守り、自由を保障すること＝立憲主義、国家や権力者には尊重擁護義務がある（＝権力の暴走を抑える）、国民は法律を守らなければならないことなどを分かりやすく話されました。今の日本人がどれだけ立憲主義的であるのかが問われており、「立憲主義」を理解すること、確立することが重要であること、憲法を守り生かすためには「国民の不断の努力」が必要であることを強調されました。

憲法第11条―国民はすべての基本的人権を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。
憲法第12条―この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によってこれを保持しなければならない。

第２回は３月14日に「基本的人権ってワガママなの？」と題し、権利を感じる瞬間ってどんな時？、「権利」とは何か？、基本的人権ってワガママなの？など職場や労働組合の取り組み、日常性生活の中で感じられることなどから話されました。第３回は４月12日に行われました。

- 「権利」は知らなければ行使できない（権利を知ること、知らせること）
- 「権利」は行使されなければ保障されない（権利を行使すること、行使させること）
- 「権利」を行使する力は、権利を行使しなければ身に付かない

憲法第13条―すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。（幸福追求権）

非正規職員の１年での雇止めは許せない！

北大は就業規則で非正規職員の労働契約期間を「５年以内」と定め、契約職員が約 800 人、短時間勤務職員が 2000 人以上働いており、毎年多数の募集が行われており、直近 1 年間ではホームページで約 430 件、ハローワークで 460 件も行われています。その多くは「欠員補充」であり、多くの人が雇止めされ、組合への雇止めの相談は後を絶ちません。

最近では「合理的配慮」を求めたために 1 年で雇止めされた人から相談があり、現在弁護士に相談中で、労働審判等の法的な措置に進む可能性がある事例も出ています。解雇の理由は抽象的でパワハラのもいえる酷い内容であり、報復的な雇止めとすれば許されることではありません。その職場は大量の退職者が出ており、職場環境・上司に大きな問題がありそうです。

京都大学では教員の多忙化を解消する目的で、5 年を超える勤務・無期転換への移行措置が取られています。北大はなぜ京都大学のような無期転換方針を持たないのでしょうか。

働きやすい職場にしていく上で組合の役割はますます大きくなっています。組合員を増やしましょう。待遇改善を実現しましょう。

（書記局・大島）

ロシア軍のウクライナ侵攻への抗議行動に参加

北 13 条門でのスピーチ・スタンディング

3 月 24 日北大卒業式に合わせ北 18 条と北 13 条でロシア軍のウクライナ侵攻に抗議し、早期終結・平和の大切さ等を大学関係者有志が市民に訴えました。

【当面する講演会など】 チラシ等は北大職組ホームページ「諸団体の行事」からご覧ください。

4/18　執行委員会　18:30～
4/21　労働・生活相談スキルアップ講座④　18:00～Zoom
　　松元ヒロ・ソロコンサート　18:30～札幌市教育文化会館小ホール
4/23　憲法フェスティバル 2022「フクシマから 11 年～被災地と被災者の現在」 13:30～かでる
4/27　「最低賃金闘争の課題と展望」学習会　18:00～20:00Zoom
5/1　メーデー北海道集会　10:00~10:40JR 札幌駅南口広場（代表参加）＆オンライン
5/9　執行委員会　18:30～
5/11　北大総長解任取消訴訟⑤　10:30~札幌地裁
5/13　しゃべルーム　12:00~13:00
5/17　憲法を 100 倍たのしく学ぶ連続講座④　18:30~Zoom
5/23　執行委員会　18:30～
5/56　北大情報不開示取消請求訴訟③　11:30~札幌地裁

５月１日は労働者の団結と力を示威する国際的統一行動日です。

組合員を増やし、労働条件・職場環境改善を進めましょう

用意した資料を使って教職員（特に新規採用者）に加入を訴えましょう